

電気製品に関する分野別附属書

第A部

対象範囲

1 この分野別附属書は、第B部第一節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則に定める電気製品であつて、当該締約者において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続に適用する。

2 第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(a) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(c) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

第B部

第一節 電気製品を定める関係法令及び運用規則

<p>欧州共同体</p>	<p>日本国</p>
<p>一 所定電圧の範囲内で使用するように設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・EEC及びその改正（通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書に規定する機器に関する部分を除く。）</p> <p>二 前記の製品のうち電磁両立性が関係するものに関し、電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事</p>	<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行令（昭和二十七年政令第二百二十四号）及びその改正</p>

会指令八九・三三六・EEC及びその改正

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

<p>欧州共同体</p>	<p>日本国</p>
<p>一 所定電圧の範囲内で使用するよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・EEC及びその改正</p> <p>二 この分野別附属書の対象となる機器に適用される限りにおいて、電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC及びその改正</p>	<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正</p> <p>三 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）及びその改正</p> <p>四 電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則（昭和五十年五十資公部第九十二号）及びその改正</p>

第三節 指定当局

<p>欧州共同体</p>	<p>日本国</p>
<p>欧州共同体の指定当局は、欧州共同体の構成国の次の当局又はこれを承継する当局とする。</p> <p>ベルギー 経済省</p> <p>デンマーク 都市住宅省 電磁両立性に関し、 電気通信庁</p> <p>ドイツ</p>	<p>経済産業省又はこれを承継する当局</p>

の改正

連邦労働社会省
電磁両立性に関し、
連邦経済技術省

ギリシャ
開発省

スペイン
科学技術省品質工業安全部

フランス
経済財政産業省産業・情報技術・郵政総局（D I
GITIP）

アイルランド
企業貿易雇用省

イタリア
産業商業手工業省

ルクセンブルグ
運輸省

オランダ
運輸公共事業省

オーストリア
連邦経済労働省

ポルトガル
ポルトガル政府の権限の下に、
ポルトガル品質管理院（IPQ）

フィンランド
商工省

スウェーデン
スウェーデン政府の権限の下に、

認定適合性評価庁（S W E D A C） 連合王国 貿易産業省	
--	--

第四節 指定基準を定める関係法令及び運用規則

<p>欧州共同体の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準</p> <p>一 所定電圧の範囲内で使用するよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十二年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・E E C及びその改正</p> <p>二 電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・E E C及びその改正</p>	<p>日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において欧州共同体が適用する基準</p> <p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百二十四号）及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第二百二十四号）及びその改正</p> <p>三 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正</p>
---	--

三 技術的調和に関する指令において使用される適合性評価手続の各段階のモジュール並びにCE適合表示の添付及び使用の規則に関する千九百九十三年七月二十二日付けの閣僚理事会決定九三・四六五・EEC及びその改正が考慮されるものである。